

会 議 録

会議の名称	第4回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会
開催日時	平成28年2月10日(水) 18時30分～20時30分
開催場所	501会議室
出席者	座長 石田 万友実 副座長 石川 浩乃 委員 河合 悦治 委員 星山 孝子 委員 遠藤 英樹 委員 手塚 静枝 委員 山上 睦只 委員 安部 孝良 委員 吉野 博司 アドバイザー 石井 晴夫
欠席者	委員 金子 善典
事務局	経営企画課 早川課長 西口主幹 町田副主幹 吉田主事
議題	1 開会 2 委員による懇話 (1) 受益者負担割合について (2) 受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会提言書(案)について 3 閉会
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	【次第】第4回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会 【会議資料1-1】受益者負担割合に係る前回の懇話会のまとめ 【会議資料1-2】【案】貸室をメインとした受益者負担の分類 【会議資料1-3】貸室の分類 【会議資料2-1】戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会提言書【案】 【会議資料2-2】受益者負担の割合について 【参 考】具体的な算定方法のイメージ 【当日資料1】欠席された委員からの事前意見

(会議発言の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	■開会 ただ今から第4回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会を開会するので、よろしく願います。
座長	■委員による懇話 (1) 受益者負担割合について 懇話に移る前に事務局から説明をお願いします。
事務局	(1) 受益者負担割合について、事務局から説明
座長	それでは、皆さんで話し合っていきたい。 委員の皆さん何かあるか。 なお、欠席された委員から、当日資料1のとおり、「学童保育室については、安価な料金設定とすると、民間企業の参入を妨げることとなり、民業圧迫となることに加え、民間の参入が無い状況では、競争の原理が働かず、学童保育室のサービスの向上にもつながらないおそれがあるので、Cの領域に位置づけることで良いのではないか。」という意見と「フットサル場や武道場について、フットサル場は市内においても民間企業の参入があるため、Eの領域で良いのではないか。一方、武道場については、市内においてあまり民間企業が参入していないことから、Dの領域としてみても良いのではないか。」という二つの意見をいただいている。
委員	会議資料1-2「【案】貸室をメインとした受益者負担の分類」は、前回の懇話会の意見が十分反映されていることから、本案のとおりで良いと考える。
委員	貸室がBの領域かCの領域かといった意見があったが、総合的に見て、本案で良いのではないかと考える。
委員	会議資料1-1「受益者負担割合に係る前回の懇話会のまとめ」のように前回の懇話会の意見を整理した上で、会議資料1-2「【案】貸室をメインとした受益者負担の分類」が作成されているので、本案のとおりで良いと考える。
委員	本案で概ね良いと考える。しかしながら、サッカー場とフットサル場の双方を兼ね備えた惣右衛門公園の利用において、フットサル場としての利用の時間が75%の受益者負担になるのに対して、サッカー場としての利用の時間が100%の受益者負担になることについては、違和感を覚える。 同じ施設の貸室であれば、負担割合を統一しても良いのではないかと感じる。

委 員	サッカー場や武道場は、市場性と非市場性という軸の観点でみると、市場で提供しにくいものに該当するため、Dの領域に分類されるのではないかと。
委 員	惣右衛門公園の貸出し方法は、どのようになっているのか。サッカー場と同じ面積を利用して、フットサルを行う場合であれば、同じ受益者負担割合にする必要があるが、同じ面積を利用しないのであれば、別々の受益者負担割合でも良いのではないかと。
事務局	惣右衛門公園の貸出しについては、サッカー場を半分に分けて、フットサルを利用してもらうようになる。そのため、サッカー場と同じ面積を利用するわけではない。
委 員	同じ面積を利用しないということであれば、サッカー場とフットサル場については、別々の受益者負担割合としても良いのではないかと。
委 員	図の中の領域で決めていくのであれば、市場性と非市場性という観点に従い、サッカー場とフットサル場を別々の受益者負担割合に設定すれば良いのではないかと考える。
委 員	別々の利用となるため、原案のとおりで良いのではないかと。また、これまでの4パターン・4分割を5パターン・9分割と細分化できており、きめ細かい受益者負担割合の設定ができたと考えている。
座 長	受益者負担割合については、会議資料1-2「【案】貸室をメインとした受益者負担の分類」のとおりとし、サッカー場とフットサル場については、施設内の同じ貸室で受益者負担割合が異なるということを提言書に記載することによろしいかと。
各委員	賛成。
座 長	<p>それでは、公共施設の貸室ごとの分類についての基準は、市民に分かりやすい選択モデルを採用すること。</p> <p>受益者負担割合については、現在の受益者負担割合から更に細分化を行うこととして、受益者負担割合を25%ごとの5パターンと9分割の領域の設定とすること。</p> <p>公共施設の貸室サービスの具体的な分類については、会議資料1-2「【案】貸室をメインとした受益者負担の分類」のとおりとすることとしてよろしいかと。</p>
各委員	賛成。
座 長	それでは、今の内容を提言書に盛り込んでいくことといくこととする。

座 長	<p>(2) 受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会提言書（案）について次に、(2) 受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会提言書（案）についての議題に移りたい。</p> <p>受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会提言書（案）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受益者負担の見直し方針の見直しに向けた提言書（案）について、事務局から説明。</p>
座 長	<p>まず、提言書 1 ページの「1 はじめに」の文言等について、委員の皆さん何かあるか。</p>
委 員	<p>原案のとおりで良い。</p>
座 長	<p>それでは、「1 はじめに」については、原案のとおりとする。</p> <p>次に提言書 2 ページ「2 懇話に当たって」の文言等について、委員の皆さん何かあるか。</p>
委 員	<p>提言書 1 から 3 ページには、同じような文言が含まれているが、これは重要であることから重複させているのか。</p>
事務局	<p>重要であるという観点もあるが、提言書 1 ページでは、概要として掲載しており、提言書 2 ページから 3 ページでは、その内容を詳細に記載するという構成にしている。</p>
委 員	<p>提言書 3 ページの「資源自体の増加」という表現があるが、「増加」という表現より、「維持」といった表現の方が適切ではないか。</p>
事務局	<p>「資源」という表現は、提言書 1 ページにもあるとおり、「資源（＝財源）」のことであるが、実際の懇話会では増加に向けて取り組むという意見があったため、このような表現としたところである。しかしながら、「増加」より、「維持」といった表現が適切であるということであれば、「維持」という表現等に改めても良いと考える。</p>
委 員	<p>資源といった表現ではなく、財源と記載しても良いのではないか。</p>
委 員	<p>財源とするのであれば、「維持」ではなく、「確保」という表現にしてみてもどうか。</p>
アドバイザー	<p>「財源の確保」という表現に加えて、「資源の有効活用に積極的に取り組む」という表現を加えてみてはどうか。</p>
委 員	<p>他のページにおいても、資源の増加という表現があるので、財源という表現に統一することが必要となる。</p>

座 長	<p>それでは、「資源自体の増加～」という表現を「財源の確保と資源の有効活用に積極的に取り組むことが必要である」という表現に変更することとしてよろしいか。</p> <p>次に提言書 4 ページから 6 ページの「3 受益者負担の見直しに関する懇話（1）使用料原価の算定根拠の明確化について」委員の皆さん何かあるか。</p>
委 員	<p>懇話会の内容がコンパクトにまとめてあり、良いと思うが、専門用語については、注釈をつけても良いのではないか。</p> <p>例えば、「消耗品費」、「グレードアップ」、「使用料原価」、「延床面積」という表現などは、一般の方には分かりにくいと考えている。</p>
委 員	<p>「消耗品費」や「グレードアップ」という表現に注釈は必要ないと感じるが、「原価」という表現については、注釈が必要かもしれない。</p>
事務局	<p>分かりにくい用語については、事務局で精査して、注釈を設けていきたい。</p>
委 員	<p>5 ページの参考 1 では、「施設設備費」という表現を「維持管理費」に改めていないが、改めたものを提言書に掲載しなくて良いのか。</p>
事務局	<p>4 ページの上段に「使用料原価の算定根拠を参考 1 のとおり～」と表記しているため、現行の算定根拠を参考資料として掲載するという構成としている。</p>
アドバイザー	<p>4 ページの上段の表現であるが、「戸田市においても～」を『戸田市においては、参考資料 1 のとおり「現行の使用料原価の算定根拠」を示しています。したがって、この算定根拠を参考にしながら、懇話を進めていきました。』という表現に改めてみてはどうか。</p>
委 員	<p>「減価償却費」という再投資のための費用を算定根拠に入れる必要があるという意見があったことから、「減価償却費」を算定根拠に含めることとした。このような経緯を懇話会の軌跡に入れた方が良いのではないか。</p>
座 長	<p>そのように改めることとして良いか。</p>
各委員	<p>賛成。</p>
座 長	<p>次に、提言書 7 ページ（2）受益者負担の割合について、委員の皆さんから意見をいただきたいと思うが、提言書では空白となっているので、会議資料 2-2 を参考に懇話を進めていく。</p>
委 員	<p>図 2 のように、B の欄が空白となっているが、これについては、空白のままが良いのか。</p>

事務局	図2のBの領域については、先ほど懇話いただいた「(1) 受益者負担の割合について」の結果を反映することとなる。そのため、Bの欄には社会適応訓練室が入ることとなる。
委員	図1と図2を合体させることはできないのか。
委員	図の大きさ等を考慮すると、見にくい図表となってしまうのではないか。
委員	参考2と図1の軸の統一がされていないため、軸を統一した図としてみてはどうか。
委員	図1の領域ごとに一般的な施設名を入れてみてはどうか。例えば、左上のCの領域には、葬祭場などが該当する。また、中央上のDの領域では介護施設などが含まれるのではないかと考える。
事務局	そのようなものがあれば、領域が分かりやすくなるので、大変良いと考えるが、戸田市に無い貸室等を記載することで、これから新たに設置するといった誤解を与えるおそれがあるので、慎重な対応が必要となる。
アドバイザー	図1の真ん中に縦軸と横軸を配置して分かりやすいようにして見てはどうか。
委員	参考2には受益者負担割合の記載がないので、図1と統一を図るためにも、参考2に受益者負担割合を記載してみてはどうか。 また、図2とあるが、表と訂正してみてはどうか。
アドバイザー	図表という表現に統一してみてはどうか。また、図の位置等についても見やすいように工夫してみてはどうか。
事務局	図表については、アドバイザーと調整させていただく。
座長	それでは、先ほどの「(1) 受益者負担の割合について」で決まった内容に加え、今あった修正等を反映させたもの提言書に盛り込んでいくこととしてよろしいか。
各委員	賛成。
座長	次に、提言書8ページの(3) 減免・免除の規定について、委員の皆さん何かあるか。
委員	下段の「減免・免除の規定に関する懇話会の提言」の「その場合においては～」の文章のつながりが良くないのではないかと感じた。

委員	適切な受益者負担割合に基づくのは、当然のことであるため、記載しなくても良いのではないかと。
委員	懇話会の軌跡にも記載があるため、削除してよいのではないかと。
座長	本文については、削除することとしてよろしいかと。
各委員	賛成。
アドバイザー	「減免・免除の規定に関する懇話会の提言」の文言について、一文が長くなっていることから、2行目から3行目の「必要であると考えられることや利用団体間～」を「必要であると考えられます。また、利用団体間～」に変更してはどうか。
座長	そのように変更することとしてよろしいかと。
各委員	賛成。
座長	次に、提言書9ページ(4)市外利用者の基準について、委員の皆さん何かあるか。
アドバイザー	上段の3行目に「公共施設を利用することとなります」との表現を「本市の公共施設を利用することとなります」と変更してはどうか。その他の文章については、大きな問題はないと考える。
座長	そのように変更することとして良いかと。
各委員	賛成。
委員	子どもの定義についての記載があるが、幼児や児童といった様々な表現があるため、定義については他の資料などを参考にして、再確認していく必要がある。
アドバイザー	懇話会としては、12歳という意見もあったが、国などにおいて、様々な定義を示していることから、それと整合性を図る必要がある。
事務局	再確認させていただく。
委員	子どもの定義については、「(4)市外利用者の基準について」と直接関係が無いように感じるため、別章立てをしても良いのではないかと。
事務局	懇話会の議題として、取り上げていないため、別章立ては難しいと考える。しかしながら、子どもの定義については「(4)市外利用者の基準について」と直接的な関係は無いので、間接的に関係のある「(3)減免・免除

	の規定について」に記載していきたい。
委員	「市外利用者の基準に関する懇話会の提言」の語尾が、「提言します」という形で統一してきているため、「なお～」の文については、前半の文に組み込んで語尾の統一を図る方が良いと感じる。
アドバイザー	「市外利用者の基準に関する懇話会の提言」の3行目と4行目の間に「なお～」の文を入れてみてはどうか。
座長	これまでの意見を踏まえて変更することとしてよろしいか。
各委員	賛成。
座長	次に、提言書10ページ(5)施設駐車場の取扱いについて、委員の皆さん何かあるか。
委員	「近隣他市」とあるが、「近隣市」でも良いのではないか。個人的には「近隣市」という表現の方が良いと感じる
アドバイザー	「近隣他市」と使用することもあり、近隣他市とすると町なども含むこととなるので、この表現でも良いのではないか。
委員	そうであれば、「近隣他市」という表現のままで良いと感じる。
委員	駐車場を有料化する際のメリットで挙げられていた駐車場の不正利用の防止につながるという意見が懇話会の軌跡から抜けているので、その内容を追加した方が良いのではないか。
アドバイザー	懇話会の軌跡5行目「駐車場にも維持管理費用～」という表現に今あった内容を盛り込むこととして、「駐車場にも維持管理費等が掛かっており、財源の確保が必要となることに加え、迷惑駐車を防ぐことができるなどのことが挙げられました。」のように変更してみてはどうか。
座長	そのように変更することとして良いか。
各委員	賛成。
座長	次に、提言書11ページから12ページ(6)営利目的等利用者の取扱いについて、委員の皆さん何かあるか。
委員	営利目的等利用者の取扱いに関する懇話会の提言に「参考2」とあるが、「参考資料」という表現で統一した方が良いのではないか。
事務局	「参考資料」という表現に統一させていただく。

委員	営利目的等利用者の取扱いに関する懇話会の提言について、営利目的等利用者であるにもかかわらず、非営利的な入場料の規定に関することから始まっているので、1段落目と2段落目を入れ替えた方が分かりやすいのではないかと。
委員	1段落目の表現について「特に異論が出なかったため」とあるが、この表現を変更してみてもどうか。
アドバイザー	それでは、「基準倍率については、現状を考慮した上で、現行の規定のとおりとすること」としてはどうか。
座長	営利目的等利用者の取扱いに関する懇話会の提言における変更意見については、各委員どうか。
各委員	賛成。
委員	一般料金という表現では分かりにくいことと、10倍という意見が過激であるということから、懇話会の軌跡7行目「一般料金の10倍の料金を設定しても良いのではないかと」を「通常料金の数倍の料金を設定しても良い場合もあるのではないかと」という表現にしてみてもどうか。
座長	そのように変更してもよろしいかと。
各委員	賛成。
座長	最後に、提言書13ページの(7)激変緩和措置について、委員の皆さん何かあるかと。
委員	激変緩和措置に関する懇話会の提言の下段に「改定上限倍率以上の料金改定が必要な場合や料金改定額が大きい場合」とあるが、「料金改定額が大きい」ということを記載する必要はあるかと。
事務局	「料金改定額が大きい」という表現は、「公共施設の経営状況に鑑みて」という表現に掛かっている言葉であり、倍率でみる場合と金額で見る場合の双方が考えられることから記載している。
アドバイザー	激変緩和措置に関する懇話会の提言の文章については、一文が長いと、かえって市民生活に影響が出ることが想定される。このことから、特別な場合を除き、適正料金への改定期間をできるだけ短くし、改定上限倍率を1.5倍とすることを提言します。」としてみてもどうか。
委員	「なお～」の文章については、語尾を「提言します」ということで統一しているため、「なお～」の文章を「特別な場合（公共施設の経営状況に

	鑑みて、改定上限倍率以上の料金改定が必要な場合並びに料金改定幅が大きい場合などを意味しています。)」といった文章としてみてはどうか。
委員	今の意見を反映させるのであれば、懇話会の軌跡の中の「さらに～」の表現も変更する必要がある。
アドバイザー	それでは、「さらに、原則として改定する上限倍率並びに改定期間を設けることとして、公共施設の経営状況などに鑑み、上限倍率以上の料金改定もやむを得ないとする場合があるという意見がありました。また、料金改定額が過度に大きい場合には、改定期間を長く設けるなどの特別な場合を設けても良いとする意見もありました。」に変更してみてはどうか。
座長	(7) 激変緩和措置については、以上の意見を踏まえて、変更することとしてよろしいか。
各委員	賛成。
座長	本日の懇話するべき内容は、全て終了しました。そろそろ開始から2時間が経過するため、石井アドバイザーから、是非ともコメントをいただきたい。
アドバイザー	<p>4回にわたる懇話会でとても質の高い提言書ができていることは、大変素晴らしいことである。</p> <p>受益者負担の見直しは、社会状況に見合った見直しを図ることができるので、とても重要な事柄である。以前の戸田市は、財政が豊かで公共施設の使用料金は安価に設定されてきたが、公共施設の維持管理費等に鑑みると、戸田市も使用料の見直しをせざる負えない状況である。</p> <p>現在の社会状況において、受益者負担の見直しに取り組むことは、将来世代に負の遺産を残さないことにつながる。</p> <p>そのような中で、市民、議会、行政を交えて検討を行い、質の高い提言書が提言の時を迎えようとしていることは、受益者負担の他市のモデルケースとなる可能性を秘めている。</p> <p>本懇話会は、私自身にとっても勉強になり大変貴重な機会であった。本懇話会のアドバイザーを務めることができたことに感謝申し上げたい。</p>
事務局	本日の意見を反映させた提言書については、アドバイザーと調整の上、座長に一任したいと考えているがいかがか。
座長	アドバイザーと調整の上、一任としてよろしいか。
委員	賛成。
事務局	<p>■閉会</p> <p>次回の会議については、平成28年3月23日(水)午後6時30分からを予定しており、次回の懇話会についても、本日と同様の本庁舎5階501</p>

会議室となるので、よろしく願います。
なお、当日は皆様から1分程度の御意見をいただきたいと考えているので、よろしく願います。